

平成26年10月17日
三条市地域自立支援協議会

障がい福祉サービスにおける 利用者負担の見直しについて

平成26年10月17日
福祉保健部福祉課

1 障がい分野における利用者負担の仕組み(国)

負担上限月額の設定

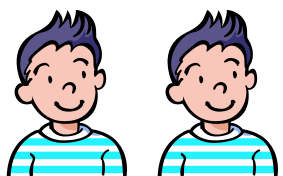
所得階層別に負担上限月額を設定(応能負担)。ただし、当該月額に達しない場合は、1割の利用者負担になる(応益負担)。

上限管理制度の運用

複数の障がい福祉サービスを利用する場合に、関係する障がい福祉サービス事業所により、上限管理制度による利用者負担の調整が行われている。

高額障がい福祉サービス費の給付

同一世帯に障がい者が複数いて、利用者負担が高額となった場合に、還付によりその負担を軽減する制度(世帯の例:障がい児の兄弟、障がい者同士の夫婦など)



障がい児の兄弟(2名)

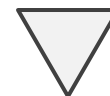
×

居宅介護
(37,200円/月)

短期入所
(37,200円/月)

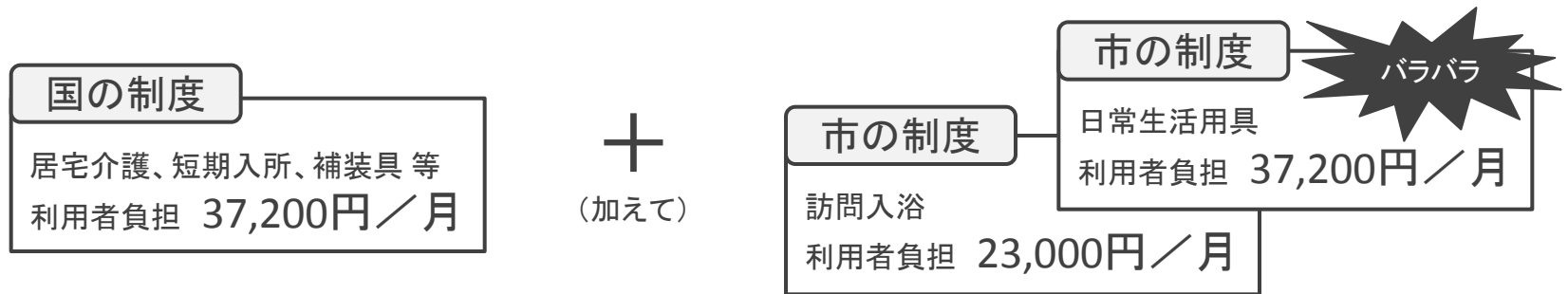
補装具
(37,200円/月)

= 223,200円/月



3つの仕組みで、37,200円/月まで軽減

2 三条市の現状と課題



市の制度の利用者負担がバラバラに上乗せされ、最終的に、1人当たり最大97,400円／月の負担となり、利用者に応能を超える負担を強いる可能性がある。

障がい児の親は...

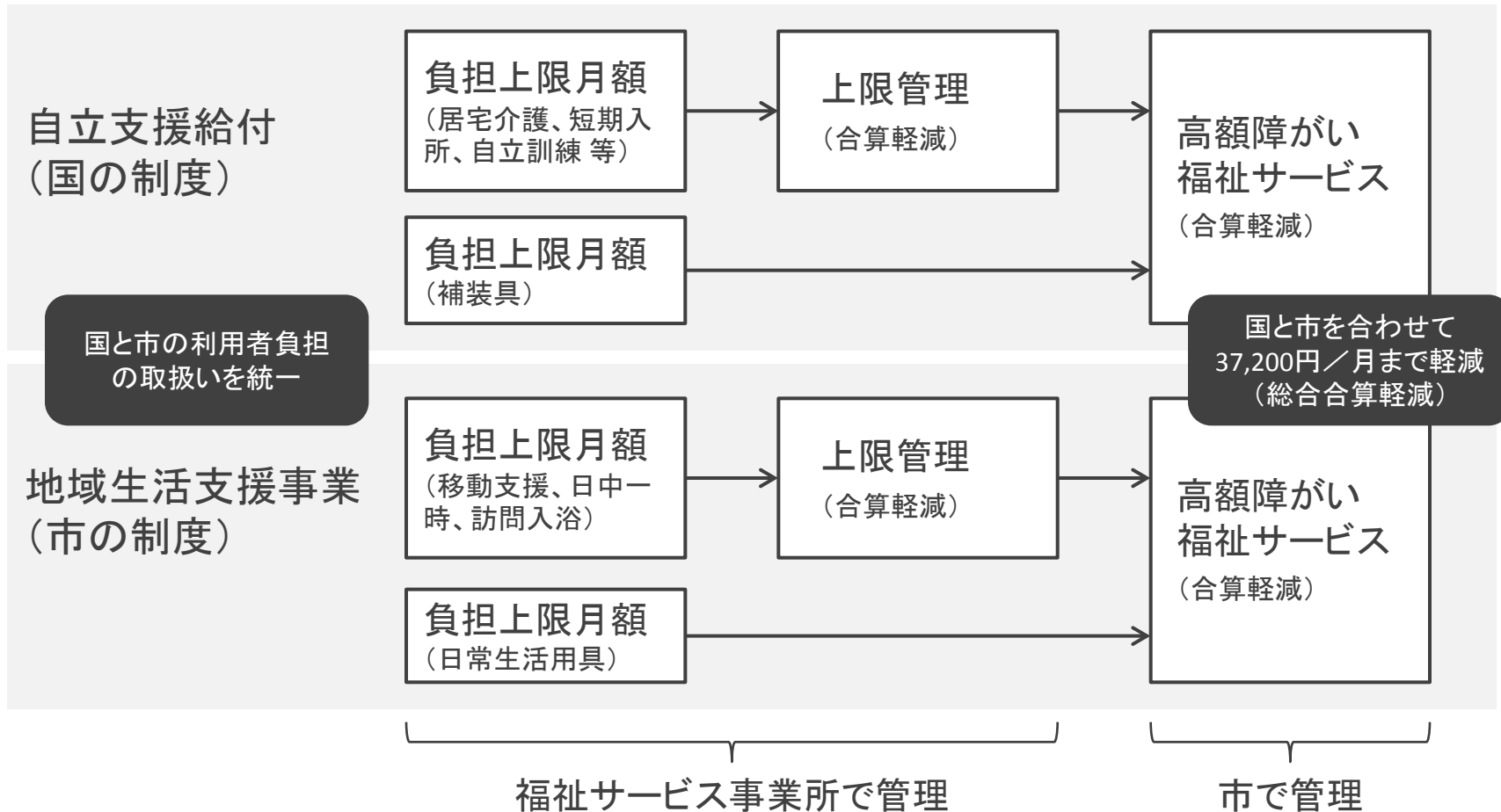
【障がい児の親は、将来が不安でいっぱい】

- ・ 自分の手で育てていくことができるだろうか？
- ・ 自分が亡くなったらこの子は生きていけるのか？
- ・ 困ったときに、行政は助けてくれるのだろうか？

利用者負担の見直しが必要

- ・ 市の制度について、「制度本位」から「利用者本位」の仕組みへ移行
- ・ 国と市の制度間の“縦割り”を解消するため、負担の考え方を統一

3 見直しの全体イメージ



4 見直しの視点

○ 利用者の視点に立った場合、負担の考え方(応能負担で最大37,200円)は統一された方が望ましいが、現状では、国と市の制度間で利用者負担の取扱いに“違い”があり、利用者に応能を超える負担を強いている。

○ この“違い”を解消するためには、市の制度について、現行の国の仕組みや今後の社会保障改革の方向性に沿った形で、財政面に配慮しつつ全体的な見直しを行う必要がある。

見直しの視点

視点① 経済的負担の軽減 どのサービスを使ったとしても、応能で最大37,200円の負担とする。

視点② 給付水準の統一化 心身の状況ではなく、支援の必要性の度合いに応じた保障とする。

視点③ 負担公平性の確保 負担能力がある方には、応分の負担を求める。

視点④ 国・県補助の活用 国・県補助を活用できる形へ、市の制度を改める。

市負担の増要因

財源

市負担の減要因

5 見直し案の概要

(現行)

市の制度		移動支援	日中一時	訪問入浴	日常生活用具	補装具 負担半額助成	日常生活用具 負担半額助成	紙オムツ助成
負担軽減 仕組み	負担上限月額 (管理=事業所)	国に準拠	国に準拠	市の独自	国に準拠			
	上限管理制度 (管理=事業所)	市2制度合算+国制度合算		“塗りつぶし”は、見直しの対象となる制度 “▽”は、合算をイメージ				
	高額障がい福祉サービス費 (管理=市)							

(見直し案)

視点③の観点から見直し

市の制度		移動支援	日中一時	訪問入浴	日常生活用具	補装具 負担半額助成 (制度廃止)	日常生活用具 負担半額助成 (制度廃止)	紙オムツ助成 (制度廃止)
負担軽減 仕組み	負担上限月額 (管理=事業所)	現行維持	現行維持	国に準拠 (制度改正)	紙オムツ統合 (制度改正)	視点②、④の観点から見直し		
	上限管理制度 (管理=事業所)	市3制度合算(運用変更)						
	高額障がい福祉サービス費 (管理=市)	市4制度合算+国制度合算(制度創設)				視点①の観点から見直し		

6 見直しの具体案と影響額(1 / 3)

視点① 経済的負担の軽減

○ 訪問入浴サービス制度の改正

三条市独自の負担ルール(国の旧措置制度に準拠)で運用。上限管理制度及び高額障がい福祉サービス給付制度の利用を可能とするため、現行の国の類似制度に準拠した仕組みへ改正を行う。

【内容】所得認定の範囲(扶養義務者⇒世帯)及び負担上限月額の変更(旧措置制度のもの⇒現利用契約制度のもの)

【参考】H25年度決算額:4,547,300円(実利用者数6名)

○ 上限管理制度の対象拡大

上限管理制度の対象サービスに、訪問入浴サービスを加える。

【参考】H25年度決算額:735,000円(実利用者数15名)

○ 高額障がい福祉サービス費給付制度の対象拡大

高額障がい福祉サービス費給付制度の対象サービスに、移動支援、日中一時、日常生活用具及び訪問入浴サービスを加える。

【参考】H25年度決算額:405,858円(実利用者数13名)

6 見直しの具体案と影響額(2/3)

視点② 給付水準の統一化

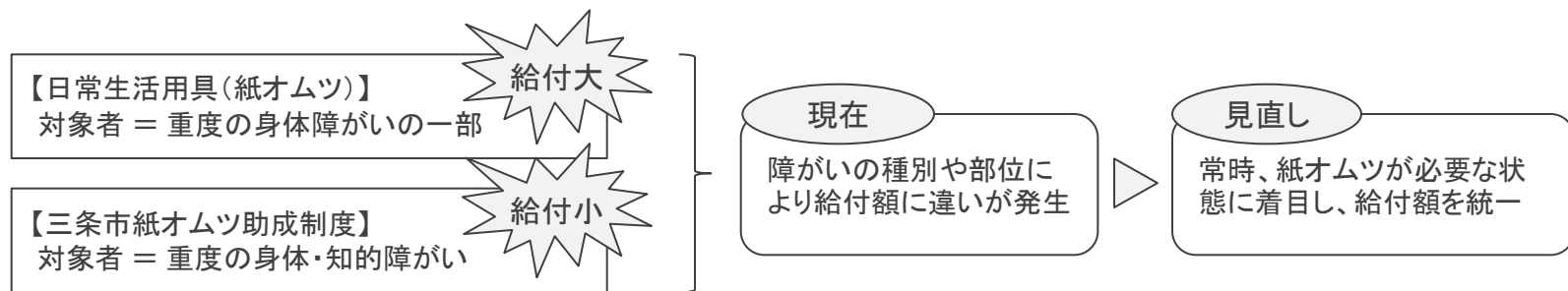
視点④ 国・県補助金の活用

○ 2つある紙オムツ制度の統合

三条市紙オムツ助成制度と日常生活用具(紙オムツ)の給付額を統一し、国・県補助金(3/4)の活用を視野に、三条市紙オムツ助成制度を日常生活用具(紙オムツ)へ統合する。

【内容】・三条市紙オムツ助成制度の給付額：3,000円/月、6,000円/月

⇒ 12,360円/月(日常生活用具(紙オムツ)の標準額まで引き上げ → 保障対応へ)



・ 年齢要件：65歳未満 ⇒ 65歳未満。ただし、65歳到達前までに当該サービスを利用している方は、65歳以降も継続利用が可能

・ 所得要件：なし ⇒ あり(所得割46万円以下)

・ 利用者負担：なし ⇒ あり(負担上限月額範囲内で1割)

・ その他：現行の重複給付がなくなる。

【参考】H25年度決算額：2,013,000円(実利用者数51名)

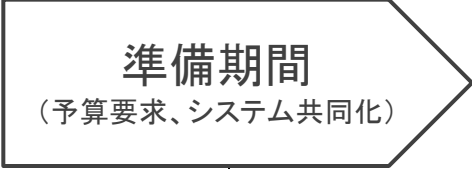
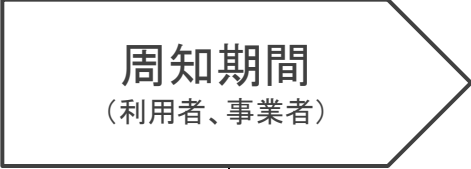

・ 65歳未満の方(先天性及び事故等の中途障がい)は、事前に備えることが困難なため65歳以降も保障対応
・ 65歳以降の方(加齢等)は、事前に備えることが可能なため助成対応(既存の高齢者制度を利用)

6 見直しの具体案と影響額(3/3)

視点③ 負担公平性の確保

- 補装具利用者負担半額助成制度の廃止
法定の負担額(※)の更に半額を助成。助成対象は身体障がいのみで、課税世帯に助成している。
【参考】 H25年度決算額:323,330円(実利用者数53名)
 - 日常生活用具利用者負担半額助成制度の廃止
法定の負担額(※)の更に半額を助成。助成対象は身体障がいのみで、課税世帯に助成している。
【参考】 H25年度決算額:298,930円(実利用者数67名)
- ※ 負担上限月額範囲内で1割(残り9割の公費負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4)

7 実施スケジュール

平成26年度		平成27年度			
第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
					

8 社会保障改革の方向性(参考)

国においては、低所得者に配慮する観点から、番号制度(平成28年1月から利用開始)の本格的な稼働及び定着を前提に、総合合算制度(医療、介護、保育、障がい等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組み)の導入について、検討しているところ。

